

## 生徒の政治参加意識を高める公民教育の研究

藤井 德行 富塚 秀樹 津田 博

(兵庫教育大学) (京都精華大学) (兵庫県立北須磨高等学校)

高校生の日本史の中から、近代立憲国家の起点となった自由民権運動をとりあげる。明治維新後の版籍奉還・廃藩置県は全国に不平士族を生み出した。五箇条の御誓文を根拠とする民権運動(民選議院設立運動)も、当初は士族がその主な担い手であった。戊辰戦争において旗幟を鮮明にしなかった「曖昧藩」=徳島藩を例にとり、民権運動がどのように展開したか、その結果淡路島の帰属はどうなったかを史料を用いて、実証する。学習指導案では、当時の府県の変遷を地図や表を示すことによって生徒の理解を得やすく工夫するとともに、士族民権から豪農民権に移行する過程で、薩長藩閥政府が、徳島の民権家を国事犯として裁いた事実を通して行政が司法に介入したことに触れ、三権分立の重要性を説き、生徒の政治参加意識を喚起する。

キーワード: 公民教育, 自由民権, 三権分立, 政治参加

---

藤井 德行: 兵庫教育大学・社会系教育講座・教授, 〒673-1421 兵庫県加東郡社町山国2006-13

E-mail: tokko@soc.hyogo-u.ac.jp

富塚 秀樹: 京都精華大学・人文学部・講師, 〒612-0835 京都市伏見区桃山紅雪町149,

E-mail: tomizuka@kyoto-seika.ac.jp

津田 博: 兵庫県立北須磨高等学校教諭, 〒651-2217 神戸市西区月が丘5-21-11

---

## Study on Civic Education for Promoting Students' Awareness of Taking Parts in Politics

Noriyuki Fujii, Hideki Tomizuka, and Hiroshi Tsuda

(Hyogo University of Teacher Education) (Kyoto Seika University) (Kita Suma Senior High School)

We are going to discuss on a democratic movement in highschool Japanese History. The subject is Awajisima Island. Since the Meiji restoration, Awaji branch tried to become independent through a feud with the Tokusima clan, its original clan. Its movement did not stop after it came under the Imperial Court administration, and it had developed into the mutual help organization. It made up its original lesson plan based on its own study and put its theory in practice. It will be able to put its learning to practical use by student' willingness to take part in politics.

Key Words: Civic Education, the people's rights, separation of the three powers, take part in politics

---

Noriyuki Fujii is Professor, the chair of social studies, Hyogo University of Teacher Education, 2006-13, Yamakuni, Yashiro, Kato-gun, Hyogo, 673-1421 Japan. E-mail: tokko@soc.hyogo-u.ac.jp

Hideki Tomizuka is Lecturer, Department of Humanities, Kyoto Seika University, 149Kosetsu-cho, Momoyama, Fusimi-ku, Kyoto, 612-0835 Japan. E-mail: tomizuka@kyoto-seika.ac.jp

Hiroshi Tsuda is Teacher, Kita-Suma Prefectural High School of Hyogo. 5-21-11 Tsukigaoka, Nishi-ku Kobe, 651-2217 Japan.

---

## 1. 明治維新と徳島藩

明治元年1月3日、鳥羽・伏見の開戦と時を同じくして徳島藩に大津駅警守の命が下った。この時、藩主斉裕は病に倒れ、藩の実権は世子茂韶に握られていた。幕軍の退路を断つ所謂後軍の役目とはいえ、大津は旧幕府代官所が置かれていた交通の要地でもあり、又近傍には信楽の代官所もあった。徳島藩としては、勤王の実を示す好機を得たわけである。<sup>1</sup>

戊辰戦争に際して、薩長倒幕軍に早くから加わった藩を忠勤藩、それ以外を朝敵藩もしくは日和見藩（曖昧藩）とする区別がある。県名を定めるにあたって忠勤藩の大藩の名称はそのまま県名になり、朝敵藩と日和見藩の藩名はなくし、郡名または山川の名を藩のあとにつくられた県の名称にしたというのである。明治の初めにはまだ地方の人々のあいだで、日本国民という意識は乏しく、多くは旧藩に属するという意識が強かった。それゆえ、旧大名の意向をうけて維新の際の忠勤藩9藩（鹿児島・山口・高知・佐賀・福岡・鳥取・広島・岡山・秋田）の名前が、現在まで県名として伝わることになった。この中の佐賀以外は、明治4（1971）年11月2日より同月22日までのあいだに、旧藩名と同じ県名が付された。佐賀はいったん伊万里県となったが、翌明治5（1872）年5月29日にふたたび佐賀県と改称された。<sup>2</sup>

### 朝敵・日和見の藩などの県名

区分	旧藩名	改称県名	改称県名の由来	備考
徳川家	名古屋藩	愛知県	尾張国郡名	現存
	水戸藩	茨城県	常陸国	〃
朝敵藩	松江藩	島根県	出雲国	〃
	姫路藩	飾磨県	播磨国	明9.8.兵庫県へ合併
〃	松山藩	石川県	伊予国山名	明6.2.愛媛県と改称
〃	高松藩	香川県	讃岐国郡名	再三廃合し復県現存
日和見の藩	桑名藩	三重県	伊勢国	明9.4.度会県と合併。
	津藩			現存
朝敵藩	小田原藩	足柄県	相模国	明9.4.廃止。神奈川県
	川越藩	入間県	武蔵国	明6.6.廃止。熊谷県のち群馬県
〃	佐倉藩	印旛県	下総国	明6.6.廃止。千葉県
〃	松本藩	筑摩県	信濃国	明9.8.廃止。長野県
〃	高崎藩	群馬県	上野国	一時、熊谷県となる。明9.8.再置。現存
〃	仙台藩	宮城県	陸前国	現存
〃	盛岡藩	岩手県	陸中国	〃
〃	米沢藩	置賜県	羽前国	明9.8.山形県に合併
日和見の藩	熊本藩	白川県	肥後国川名	明9.2.熊本県再置
	宇和島藩	神山県	伊予国山名	石川県と合併して明6.2.愛媛県
〃	徳島藩	名東県	阿波国郡名	明13.3.徳島県再置
〃	金沢藩	石川県	加賀国	現存
(同分家)	富山藩	新川県	越中国	明16.5.富山県再置
日和見の藩	岩槻藩	埼玉県	武蔵国	現存
	土浦藩	新治県	常陸国	明8.5.廃止。茨城県

(注) 宮武外骨著『府藩県制史』より作成。旧藩名は廃藩置県でそのまま県名となり、改称県名はその後の県名。また、会津藩は若松県になっている。武光誠『藩と日本人』（PHP新書）199頁より引用

このような忠勤藩と朝敵藩とを区別する順逆表示の県名を考えたのは、当時府県監督の地位にあった大蔵大輔井上馨であるとされている。さらに、大蔵卿大久保利通も、その命名に賛同したとされる。<sup>3</sup>

前述のとおり、戊辰戦争開始（鳥羽・伏見の戦い）直後から倒幕軍に加わっていた徳島藩であったが、何故「日和見（曖昧）藩」とされたのであろうか。

実は、徳島藩には当時他藩にはない特殊事情があった。その一つは、鳥羽・伏見開戦時に徳島藩主であった蜂須賀斉裕は、11代将軍家斉の第22子であり、前将軍家茂とは叔父・甥の間柄であった。文久年間（1861～1864）、彼が幕府要職（陸軍総裁兼海軍方）に就任したことは、前記出自と無縁とは言えない。しかし、その後の幕末から維新へかけての政治的転換期に、藩主が元将軍の子であった事実は、藩をあげていち早く勤王方へ向かわしめる事を躊躇させ、遂には「曖昧藩」の烙印を押されるに至った。<sup>4</sup>

二つ目は、その藩政開創当初より、大名格家老職稲田氏及びその家臣団という他藩に例の少ない有力な集団を抱えていたことである。稲田氏の由良（淡路島）城代就任は、慶長20（1615）年および寛文6（1666）年の2度にわたる幕命に拠る。それは、幕府権力の推移と幕藩制確立の過程で、大名領国および家格の固定化、ことに外様大名固定化の段階に、幕府の職制介入によって創出された分割統治形態のあらわれであった。

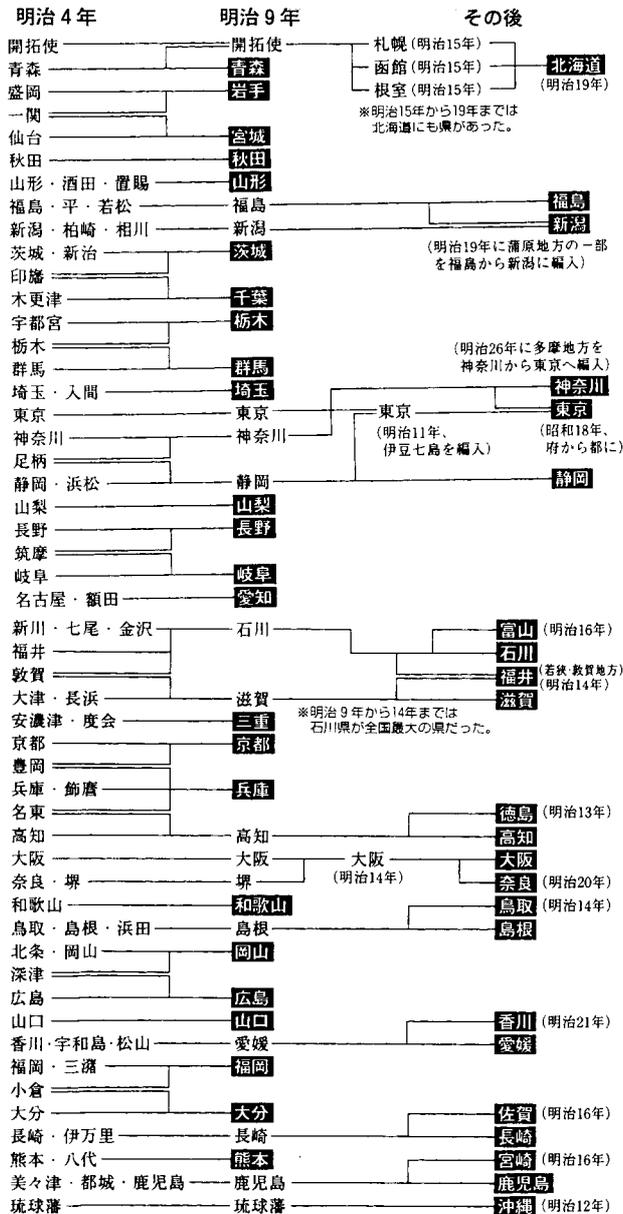
幕府によって淡路洲本城代に就任した稲田家ではあったが、11代敏植が、継室を中納言高辻氏より迎え、早くから朝廷と気脈を通じる手掛かりを有していた。敏植の死亡年月は、文化8（1811）年であり、維新を遡ること67年である。その5代後が、維新現在の当主邦植であるから京都朝廷とのつながりの深さは維新时期においても継続されていたものと考えられる。かくして、幕末に将軍家との縁戚を結んだ本藩とは対照的に「稲田家臣団」という勤王の志の厚い異質の集団を徳島藩は包摂していた。<sup>5</sup>

結局、上述した特殊事情が、維新後の徳島藩に災いしたことは否めない。戊辰戦争を通じての徳島本藩の出兵兵員は2099人、戦死者2名を出し、賞典金2千両を与えられた。一方稲田家は別に161人を出兵、2名が戦死、賞典金2千両を与えられている。本藩と稲田家を比較した場合、戦死者2名は同数であるが、出兵数では本藩が稲田の13倍強であるにも拘わらず、賞典金は同額の2千両、本藩士の不満が鬱屈し、何よりその矜持に傷をつけたことは想像に難くない。<sup>6</sup>

## 2. 版籍奉還から廃藩置県へ

明治元（1868）年10月、維新政府が従来まちまちであった諸藩の職制を統一するため、藩主のもとに執政・参政・公儀人などを置き藩の行政と藩主の家政を分離する藩治

都道府県確立までの歩み



(注) 武光誠著『藩と日本人』(PHP新書) 196-197頁より引用

府県藩数の変化

年月	使	府	県	藩	計	備考
明治1 閏4		10	23	277	310	
2・末	1	3	46	271	321	7月、開拓使設置
3・末	1	3	43	256	303	
4・6	1	3	41	261	306	廃藩置県直前
7	1	3	302		306	廃藩置県直後
11	1	3	72		76	県治条例公布
5・9	1	3	69	1	74	琉球藩設置
6・末	1	3	60	1	65	7年、変化なし
8・末	1	3	59	1	64	
9・末	1	3	35	1	40	10・11年、変化なし
12・4	1	3	36		40	沖縄県設置
21・末	(道)1	3	43		47	以後変化なし

(注) 宮武外骨著『府藩県制史』参照。使は開拓使、道は北海道をしめす。明治13~20年の間には県数の変化があるが略す。武光誠『藩と日本人』(PHP新書) 195頁より引用

職制を定めた。これにより、維新政府の藩政への干渉の道が開かれることとなった。このころより、板垣退助・大久保利通らの間で版(土地)と籍(人民)を藩主に奉還させる計画が進められ、明治2(1869)年1月、薩長土肥の4藩主が版籍奉還の建白を提出、3月までに大部分の藩がこれにならい、6月以降藩主を逐次知藩事に任命する改革を行った。<sup>7</sup>

徳島藩では、版籍奉還後の明治3(1870)年5月、徳島藩騒擾(所謂、庚午事変)を惹起し、藩内における淡路洲本城代家老稲田邦植主従の同藩からの分離独立運動に反対し、本藩士の一部が武装蜂起、徳島では藩庁の説得に応じ未遂に終わったが、淡路洲本では稲田主従の邸宅及び私塾「益習館」等が襲撃放火され、被害は自害を含めて死傷者数十名に上った。<sup>8</sup> この事件の裁判に関しては、中山勝「明治3年・徳島騒擾裁判に関する一考察」(瀧川博士米寿記念会編『律令制の諸問題』汲古書院、1984)によって明らかにされているが、事後の経過からみて、積年の対立が緩和されたことは疑いない。

明治4(1871)年7月、政府は薩長土3藩の協力により兵1万を東京に集め、西郷隆盛・木戸孝允・板垣退助・大隈重信らで中枢を固め、在京の諸藩知事を召集して廃藩を命じた。<sup>9</sup> これにより、府藩県三治制が廃止され、北海道開拓使・東京・大阪・京都の1使3府と302県が成立した。さらに同年11月改置府県と呼ばれる府県の統廃合が行われ1使3府72県となった。

3. 自助社と自由民権運動

明治7(1874)年8月3日、徳島に自由民権政社の自助社が創設された。土佐の立志社に遅れること約4カ月である。賀川純一、新井敦次郎、湯浅直道、藤本文策、岡田真、高井幸雄、井上高格ら7名の連名で、名東県権令久保断三宛に結社届が提出され、許可が得られたのである。この自助社の結成に際しては、前述の発起人以外に小室信夫、日比野克己らも参画したという。<sup>10</sup>

明治8(1875)年4月、いわゆる「立憲政体樹立の詔」が発せられた。徳島における自由民権政社の自助社は、早速、これを民権運動の宣伝に利用するため、そうした趣旨からの註釈を施したいわゆる「通諭書」を印刷配布した。それがため、翌9(1876)年9月、大審院は国事犯の罪名を以て関係者4名を処罰した。世に言う自助社の通諭書事件である。<sup>11</sup>

事件の発端は「立憲政体樹立の詔」が発せられたことにより、あらたに元老院、大審院が置かれることになり、また、元老院の下院に該当する地方官会議も召集されることになった。明治史上画期的な改革を前にして、自助社は祝詞を発表するとともに、詔勅の注解起草に着手した。原案は新井が執筆、一坂と相談して添削したという。<sup>12</sup> 「通諭書」の印刷本は6月中旬以降、7月21日、井

上の帰県の前までに刊行された。その後、県庁は、「通諭書」の出版は無届であるから出版条例に抵触するとして、湯浅を呼出し「待罪書」(始末書であろう)の提出を命じた。県庁は、「通諭書」の内容については全く問題にせず、ただ無届出版として処理せんとしていたのである。<sup>13</sup>

しかし、「通諭書」の一件は、いち早く政府部内にも伝えられ、7月下旬には古賀権令の進退が問題になっていた。8月30日付で大久保利通が木戸孝允に送った書簡には、自助社の問題を、「再度之江藤ヲ生候而モ此弊今日ニ鎮圧不仕間ハ実ニ国家之一大事ト配念仕候」と述べてこの一件を放置すれば、前年に起きた江藤新平による佐賀の乱のような騒擾に発展するのではと懸念している。<sup>14</sup>

井上らは、最終的に国事犯として大審院で裁かれることになり、県庁に逮捕され、12月24日に東京に護送された。翌明治9(1876)年9月13日、大審院は刑の言渡を行った。井上は禁獄1年、新井、一坂、湯浅は禁獄2年。罪状は、「国事犯」として「重大」な「大不敬」と断じたものである。この裁判を分析した手塚豊氏によれば、「通諭書」の内容は全体として「立憲政治」の姿を率直に説明したまでであって、格別の過激の言葉も見あたらないと述べている。<sup>15</sup> 被告らが重罪に問われたのは、手塚氏の以下の見解の通りであろう。

「徳島は自由民権運動のメッカともいべき高知の隣県である。徳島、高知の自由民権運動が合体した場合、

その勢力が、倍以上に増幅するであろうことは、政府も十分に認識していたにちがいない。しかし、高知は明治維新を支えた雄藩の一つであり、中央政界にも板垣のごとき大物を送り出している。いかに大久保と雖、高知の自由民権運動を制圧することは、非常に困難であったろう。それに反して徳島は、大藩ではあったが、明治維新の際の『曖昧藩』であり、それがため政府部内の要職にも、同藩出身者はいない。したがって徳島の自由民権運動に対してつよい姿勢で臨むことは、それほど至難のことではなかった筈である。そうした時、たまたま発生したのが「通諭書」事件である。この事件は、政府に対しては、徳島の民権運動を弾圧する絶好の機会を掴ませたのである。」<sup>16</sup>

明治初期に司法が独立せず、行政の下位に置かれていたことを、鈴木淳氏は下記のように述べている。

「司法省法学校の第一期生十名が司法省に就職したのは、この年(明治9年=引用者注)のことである。逆に言えば、これ以前には正規の法学教育を受けた司法官はいなかった。一中略一司法官といっても法律の専門家ではなく、ほとんどは行政官からの転任者であったから、行政官が裁判を行なうことが実務上それほど不適切だったわけではない。県の行政から司法を分離することは実務上というより、欧米に倣った司法組織を作るという理念上の問題であった。」<sup>17</sup>

#### 4. 生徒の政治参加意識を高める公民教育の指導構想

テーマ	民主主義と三権分立の重要性	備考
導入	阿波徳島藩が幕末に抱えていた特殊事情を説明し、本藩が積極的に倒幕戦争に加担できなかったことを理解させる。	『復古記』および『復古外記』や『稲田家昔物語』などの史料を用いて、徳島藩が、戊辰戦争中にどのような動きを示したかを明らかにする。
展開	版籍奉還後、明治3年の所謂徳島藩騒擾(庚午事変)を経て、本藩と稲田家が自由民権政社(阿波自助社)に結集して高知の立志社を目指す。これを危険視した政府は、「通諭書」の印刷・配布をめぐって微罪の出版条例ではなく、重要国事犯として大審院で裁き、戊辰戦争時に「曖昧藩」であった徳島(名東県)の自由民権運動を弾圧する。	導入に続いて、当時の史料を紹介するとともに、明治維新後の廃藩置県において、忠勤藩にはその名を存続させ、逆に朝敵藩(日和見藩=曖昧藩を含む)には郡や山川の名を県名にしたことを図表を用いて理解させる。 また、手塚豊「阿波自助社『通諭書』事件とその裁判」の研究を挙げて、政府(行政)が裁判(司法)に介入した事実を教える。
まとめ	戊辰戦争から版籍奉還・廃藩置県という日本近代政治の激動期に、旧武士階級(士族)がどのような活動をしたかを地域の特性と共に捉える。	生徒に図表や史料が正しく理解されたかどうかを検証し、三権分立の重要性を史実を通して認識させることに努める。

### 5. 生徒の政治参加意識を高める公民教育の学習指導案

- (1) 単元名 立憲国家の形成
- (2) 単元の目標
  - ①自由民権運動の発生と発展、激化と挫折を経て憲法の制定に至る過程を理解させるとともに、それらの事象のもつ歴史的意義や行政が司法に介入する不当性に触れ、現代の民主主義国家の根幹をなす三権分立制度の重要性を考えさせ、政治参加の意識を向上させる。
  - ②各地の自由民権運動の動向を具体的な資料や図表をもとに調べたり考察することによって、日本史学習に対する興味や関心を高める。
- (3) 指導計画
  - 第1時限 自由民権運動の背景と展開 1
  - 第2時限 立憲政治の成立 1 (本時)
- (4) 本時授業計画
  - ①目標
    - ・自由民権運動が発生する経緯を薩長藩閥政府の動向を通して理解する。
    - ・自由民権運動の全国的高まりの中で、薩長藩閥政府は独裁政権樹立のため自由民権運動の弾圧を行うが、各地方では具体的にどのような方法で行われたのかを徳島県自助社を中心にして考察をする。
  - ②展開

	学習事項	生徒の学習活動	指導上の留意点	資料等
導入	西洋自由主義思想の流入	「民権数え歌」を読み、自由民権運動が世界史とのつながりのなかで意識されていたことを気づかせ、その部分を発表させる。	イギリス名誉革命(1688)、アメリカ独立宣言(1776)、フランス革命(1789)の発生年を示し、未熟ながら近代市民革命に並ぶべきことであることを知らせる。 特に「佐賀の乱」について調べさせたい。	・「民権数え歌」(朝日新聞社『朝日百科100-自由・民権・国権』)
	士族の反乱と農民一揆	各々の原因・展開の過程を「資料集」を使ってまとめる。		・『日本史資料集』浜島書店 P184
展開	民権議院設立の建白書提出(1874) 自由民権運動の開始	民権議院設立の建白書を読み、署名者とその出身地、内容について調べさせ、発表させる。	民権議院設立の建白書の歴史的意義は、自由民権運動の出発点として位置付けられていることに気づかせる。 ・建白書署名者8名の出身地 旧土佐藩出身者 4名 旧肥前藩出身者 2名 その他の藩出身者 2名	・民権議院設立の建白書(大久保利謙『近代史史料』吉川弘文館 P145・146)
	立志社の結成(1874) ↓ 各地にも政社結成 ↓ 愛国社創立(1875) 初の全国的政党	民権議院設立の建白書署名者のうち、板垣退助(立志社)、小室信夫(自助社)、江藤新平(佐賀の乱)のその後について調べさせる。	佐賀の乱の政府への影響を史料を提示して考えさせたい。	・1875年8月30日大久保利通から木戸孝允への書簡「再度之江藤ヲ生候而モ此弊今日ニ鎮圧不仕間ハ実ニ国家之一大事ト記念仕候」 ・全国の民権結社・政社の分布図(朝日新聞社『朝日百科100-自由・民権・国権』)
	政府の対応	自由民権運動の高まりや士族反乱の激化による対応策としての大坂会議(1875)の意義について、「立憲政体樹立の詔」(1875年4月)の内容を通して考えさせる。	「立憲政体樹立の詔」は、形式的ではあるが三権分立を表明していることに注目させたい。	・『新選日本史史料集』令文社 P102
	地方の自由民権運動 - 徳島県自助社の「通諭書」事件を中心にして -			
開	1875年4月 自助社「通諭書」を配布	「通諭書」を音読させ、内容を把握する。	・「通諭書」は「立憲政体樹立の詔」の注釈書である。	・「通諭書」(手塚豊「阿波自助社『通諭書』事件とその裁判」P53) ・『法令全書』
	1875年7月 徳島県庁は自助社に「始末書」を提出させる	その根拠となった法令について考えさせる。 ・出版条例 ・新聞紙条例 ・讒誣律		
	1875年8月 大久保利通、木戸孝允に書簡を送る 1875年12月 県庁により自助社4名が逮捕される 1876年9月 大審院判決	その根拠となった法令と罪状について考察させる。 ・出版条例 ・国事犯 大審院の判決内容とその理由について考察させる。	国事犯は政治犯に同じである。大審院は現在の最高裁判所にあたる。	・『法令全書』
まとめ	「通諭書」事件と自由民権運動の弾圧	明治政府はなぜ自由民権運動のメッカ高知県を弾圧しなかったのかを考察させる。 ・徳島県の自助社と高知県の自由民権運動が合体したときの勢力の増幅を明治政府の側に立脚して考えてみよう。 ・高知県(土佐藩)と明治政府との関係を考えてみよう。 「通諭書」を掲載した『郵便報知新聞』(明治8年7月27日)に対しては、何ら責任が問われていないのはなぜなのか、考えてみよう。		・「都道府県確立までの歩み」 ・「朝敵・日と見の藩などの県名」(武光誠『藩と日本人』PHP新書)
	三権分立制度の意義	当時の裁判官は法律の専門家ではなく、行政官からの転任者である。このように実質上三権分立が保障されない中で、どのような人権侵害が発生したか、「通諭書」裁判に沿って考えてみよう。  現代の私たちにとって、三権分立制度はどのような働きをしているのだろうか。考えてみよう。	司法権の独立は、裁判所という組織を作るという理念上の問題でしかなかったことに気づかせる。 三権分立は民主主義国家の前提であるが、これを守るために私たちが行わなければならないことは何かを考えさせたい。	・三権分立の図  ・日本国憲法21条・32条・33条など

## 参考文献

- 1 冨塚秀樹「明治元年における徳島藩の政治選択」、『近代日本の新聞と政治』時事出版, 1991, p.27
- 2 武光 誠『藩と日本人—現代に生きる〈お国柄〉—』PHP研究所, 1999, p.200
- 3 前掲書 p.200
- 4 前掲『近代日本の新聞と政治』p.13
- 5 前掲同書 pp.19-20
- 6 前掲同書 p.46
- 7 鈴木 淳氏によれば、「(明治=引用者注) 2年1月には、大久保、広沢真臣、そして板垣が京都で会談して版籍奉還の方針を定め、佐賀の大隈重信を加えて話しをまとめ、四藩主の版籍奉還の上表がなされた。」とある。(鈴木 淳『日本の歴史20・維新の構想と展開』講談社, 2002, p.49)
- 8 前掲『近代日本の新聞と政治』p.14, p.178
- 9 松本健一氏によれば、「廃藩置県は、実際には、木戸・大久保・西郷・それに山縣が合議しておこなったクーデターといえるだろう。野村(靖=引用者注) 鳥尾(小弥太=引用者注) には、もし参議の一部—その代表が肥前の大隈重信—が反対したならそのときは兵を動かすという合議をえていたものとおもわれる。」と述べて、廃藩置県のクーデターは、明治国家が中央集権的な国民国家として完成するための、いわば第二革命であったとの見解を示している。(松本健一『日本の近代1—開国・維新 1853~1871』中央公論社, 1998, pp.334-335)
- 10 手塚 豊「阿波自助社『通諭書』事件とその裁判」, 手塚 豊編著『近代日本史の新研究Ⅱ』北樹出版, 1983, p.9. なお、自助社の名前の由来は、「スマイルズ(Samuel Smiles)の『自助伝』(Self Help, 1859) に拠るものであり、その命名者は賀川純一ともいう。」同書, p.17
- 11 前掲同書 p.6
- 12 前掲同書 pp.15-16
- 13 前掲同書 p.22. なお、6月に上京していた湯浅が県庁に呼び出されたのは、帰宅した8月5日以降であろうと手塚氏は推測している。
- 14 前掲同書 p.27
- 15 前掲同書 p.36
- 16 前掲同書 p.48
- 17 前掲『日本の歴史20・維新の構想と展開』pp.80-81. ただし、「行政官が裁判を行なうことが実務上それほど不適切だったわけではない。」という鈴木氏の考えには首肯できない。

(2002.7.31 受稿, 2002.9.17 受理)